

再配達削減に向けた啓発活動支援事業
補助事業者募集要領

令和6年2月

東京都都市整備局

目 次

- 1 事業の目的
- 2 補助事業者の募集概要
- 3 応募手続
- 4 審査
- 5 補助事業の手続・実施
- 6 補助事業の完了
- 7 注意事項等

1 事業の目的

「物流 2024 年問題」による輸送力の低下が危惧される中、都市の円滑な物流を維持することが必要です。このため、東京都では積極的な広報展開や意識醸成イベントなどを行い、再配達削減等に向けたムーブメントへの参加を広く呼びかけていくことにしています。

本事業は、上記ムーブメントの一環として、補助事業者が行う再配達削減に向けたキャンペーン活動において、消費者への啓発を促すツールとして置き配バッグの配布を行う事業を実施する場合に要する経費の一部を補助することにより、宅配便等を利用する都民の行動変容を促すことを目的とします。

2 補助事業者の募集概要

(1) 募集の概要・枠組み

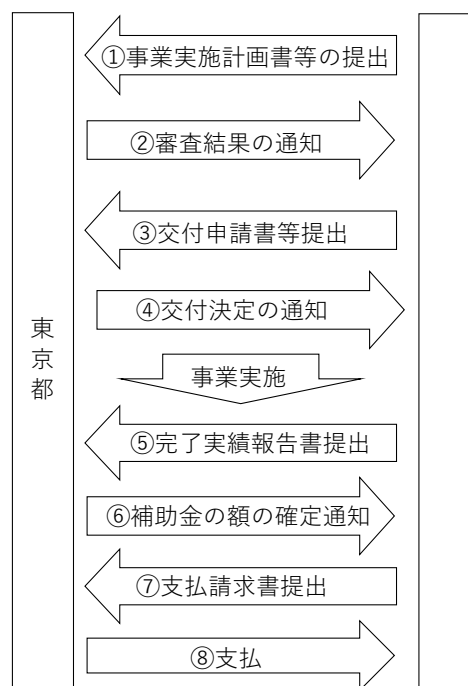
今回の募集は、令和 5 年度に新たに創設した「再配達削減に向けた啓発活動支援事業」を実施する事業者を募集するものです。

補助の内容は、「再配達削減に向けた啓発活動支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を御確認ください。

今回の募集において、提出書類に基づく審査を経て、予算の範囲内において補助事業者を決定します。

(2) 募集・選定等のスケジュール

本事業の流れは右図のとおりです。



3 応募手続

(1) 事業実施計画書等の作成

- 提出書類

- ① 補助事業者申請書（要綱別記第1号様式）
- ② 事業実施計画書（要綱第1号様式に規定する内容を網羅すること。）
- ③ 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（要綱別記第2号様式）
- ④ 履歴事項全部証明書
- ⑤ その他事業実施計画の内容を説明する資料

（2）作成した書類の提出

（1）の提出書類を下記メールアドレス宛てに送付してください。

その際、メールの件名は【再配達削減に向けた啓発活動支援事業の申請（会社名）】と記載してください。

なお、送付後に、電話にてメールの受信確認をお願いします。

○ 提出先

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 調査担当

E-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

（カッコ内の(at)を@に変更してください）

電話：03-5388-3283

○ 受付期間

令和6年2月26日（月）～同年3月8日（金）午後5時（必着）

4 提出書類の審査

提出書類は、東京都において、補助要綱の各種要件を満たしているかを審査します。なお、各種要件を満たしていない計画については審査の対象外とする場合があります。

審査の結果は、速やかに申請者に通知します。

なお、審査の過程において、必要に応じてヒアリングを実施させていただく場合があります。また、事業実施計画書の内容について協議をお願いする場合があります。

5 補助事業の手続・実施

（1）交付申請書等の提出

審査の結果、補助事業者として決定された場合は、事業着手の4週間前までに交付申請書を提出いただきます。

交付申請書の提出後、都において内容を審査し、交付決定を通知します（申請書を受理してから3週間程度）。

(2) 補助事業の実施

交付決定の通知を受けた後、事業者において、必要な契約等を行い、事業の実施体制を整え、準備が整い次第事業を開始してください。なお、事業の実施状況について東京都の求めがあった際は、速やかに状況を報告してください。

6 補助事業の完了

(1) 完了実績報告書の提出

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月以内又は補助事業実施年度末の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出してください。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金が交付されません。なお、必要書類の不足や内容不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたとみなされませんので御注意ください。

補助金の支払までには、完了実績報告書の提出後2～3か月程度かかります。

完了実績報告書提出時には、請求書及び仕様明細、領収書の写し又は振込明細書の写し、事業実施報告書（実施時の写真を含む。）、置き配バッグ配布時の申込書兼誓約書、置き配バッグ受取人名簿など事業実施の実績を示す資料や実際に要した経費が分かる資料及びその内訳等の添付が必要となります。

(2) 補助金の額の確定の通知

実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

(3) 補助金の請求及び支払

補助金の額の確定の通知を受けた後、東京都に請求書を提出いただきます。東京都は、請求書の提出を受けて、補助金の支払を行います。

7 注意事項等

審査結果によっては、申請内容を一部変更して交付申請していただくことがあります。また、交付申請時に提出いただいた各種資料に補助対象外経費が含まれていると判明した場合においても、申請内容を変更していただくことがあります。

なお、虚偽の申請が発覚した場合は、精算完了後であっても該当事業者の

補助金の交付を取り消す場合があります。

8 その他

補助事業者については、今後東京都が実施する広報活動において、事業者名や活動内容について御紹介させていただく予定です。

○ 問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 調査担当

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 11階南側

電話：03-5388-3283

E-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

(カッコ内の(at)を@に変更してください)

メールの件名は【再配達削減に向けた啓発活動支援事業の問合せ（会社名）】としてください。